

甲賀広域行政組合条例第 号

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）

甲賀広域行政組合火災予防条例（昭和 48 年甲賀郡行政事務組合条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の違反状況の公表）

第 47 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。